

「まちの未来」を生み出す事業・雇用創出支援業務委託仕様書

1 目的

本町は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を経験し、現在も人口回復、とりわけ生産年齢人口の確保が大きな課題となっている。

避難指示解除後、各種移住施策を展開してきたものの

- ・ 町内企業における人材不足
- ・ 移住者にとって魅力ある就業機会の不足
- ・ 地域における関係人口、担い手不足

といった課題が顕在化している。

本業務は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）を活用し、質の高い雇用創出と進出企業の開拓を一体的に推進することで、新たな担い手の確保と移住促進による持続可能な地域社会の形成を図ることを目的とする。

2 業務名称

「まちの未来」を生み出す事業・雇用創出支援業務委託

3 業務内容

本業務は、以下の2事業を一体的に実施するものとする。

（1）雇用創出支援事業

① 求人情報発信業務

檜葉町移住専門サイト「暮らすならならば」と連携した企業情報、求人情報の収集、整理、掲載業務等

② 採用コーディネート業務

町内企業の採用活動支援（採用業務代行を含む）、採用戦略の提案、マッチング支援等

（2）企業創出支援事業

① 専門知識を有する進出相談窓口の設置

② 福島イノベーションコースト構想重点6分野及び廃炉関連企業の誘致

③ 町内進出検討企業向けツアーの運営

④ 進出検討企業の進出計画づくり支援

⑤ 既存進出企業の伴走支援

4. 成果物

受託者は、以下の成果物を提出すること。

- ・ 業務計画書（業務締結後速やかに提出）
- ・ 月次報告書（毎月開催の移住定例会時に提出）
- ・ 最終報告書（業務完了日までに提出）

5. 履行期間

契約日（5月下旬以降）～令和9年3月12日

6 留意事項

（1）一般事項

- ①業務遂行状況については随時報告すること。
- ②必要資料は受注者が調達するが、発注者が保有する資料は貸与可能とする。貸与資料の複製や返却は発注者の指示に従うこと。
- ③業務期間中および終了後も、知り得た機密・個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（2）業務体制

- ①発注者と協議の上、業務体制表及び工程表を作成し、進捗管理を行うこと。
- ②業務責任者を明確に定め、発注者及び関係機関との調整を円滑に行うこと。

（3）著作権等

- ①成果品、計画書、報告書等の著作権はすべて発注者に帰属する。
- ②使用データの著作権・個人情報等に関しては、受注者の責任で確認すること。
- ③発注者の許可なく、他事業への転用を行ってはならない。
- ④発注者が成果品を再編集・複製する際は、受注者は協議に応じること。

7 協議

本仕様書に疑義が生じた場合、または定めのない事項・細部については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。